

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年9月11日
【会社名】	ニッコー株式会社
【英訳名】	NIKKO COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二俣 一登
【本店の所在の場所】	石川県白山市相木町383番地
【電話番号】	076-276-2121（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 宮鍋 和夫
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市相木町383番地
【電話番号】	076-276-2121（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 宮鍋 和夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 533,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株となっております。

- (注) 1. 平成26年9月11日開催の取締役会決議によります。  
 2. 振替機関の名称および住所  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法および条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	4,600,000株	533,600,000	270,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	4,600,000株	533,600,000	270,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、263,600,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
116	58.70	1,000株	平成26年9月30日		平成26年9月30日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3. 申し込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記（4）払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、  
 4. 払込期日までに、本第三者割当（本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集をいいます。以下同じです。）の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ニッコー株式会社 サービス本部	石川県白山市相木町383番地

##### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北陸銀行 金沢支店	石川県金沢市南町5丁目28番地

#### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

--	--	--

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
533,600,000	4,940,000	528,660,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用1,890,000円および弁護士費用3,000,000円などです。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額528,660,000円については、運転資金に全額充当する予定です。

具体的には、平成26年10月から平成26年12月における住設環境機器事業および陶磁器事業ならびに機能性セラミック商品事業における製造の資材仕入代金および製造に係る運転資金に全額充当する予定です。なお、具体的な支払期日および代金の額は未定であり、今後実際に仕入および製造を実施するなかで確定する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 三谷充

a. 割当予定先の概要	氏名	三谷 充
	住所	石川県金沢市
	職業の内容	当社取締役会長兼三谷産業株式会社代表取締役会長
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	平成26年3月31日時点で当社普通株式570,000株を保有しております。
	人事関係	当社取締役会長
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

#### (2) 三谷株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	三谷株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区西神田三丁目8番1号
	代表者の役職および氏名	代表取締役社長 三谷 明子
	資本金	10,000,000円
	事業の内容	不動産管理業
	主たる出資者およびその出資比率	三谷充 88.00% 三谷美智子 12.00%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	平成26年3月31日時点で当社普通株式384,736株を保有しております。
	人事関係	当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼務しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

#### (3) 有限会社北都代打社

a. 割当予定先の概要	名称	有限会社北都代打社
	本店の所在地	石川県金沢市昭和町16番1号

	代表者の役職および氏名	代表取締役 三谷 明子
	資本金	3,000,000円
	事業の内容	損害保険代理業
	主たる出資者およびその出資比率	三谷充 99.33% 三谷美智子 0.67%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼務しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	当社の契約する損害保険等について、代理店業務の取引関係があります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成24年4月に経営体制を刷新し、以来、構造的な赤字体質から脱却するため、収益悪化の要因を精緻に分析し、一過性の問題に対しては早急に対処し、構造的問題については抜本的な改革を施してまいりました。その結果、特に、機能性セラミック商品事業において業績回復の兆しを見せ始めております。

しかし、陶磁器事業において、平成25年8月、自主検査によって一部の陶磁器商品から食品衛生法の規格基準を超える鉛が検出されるという問題が発生したことから、一時的な出荷見合わせなどにより売上が減少するとともに、再発防止策等の費用が発生したことが大きく影響し、当社グループの平成26年3月期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の営業損失は4億73百万円、経常損失は3億82百万円、当期純損失は4億77百万円となり、その結果、純資産額は6億71百万円にまで減少しました。

また、平成27年3月期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）は、営業利益および経常利益はともに20百万円の計上を予想していますが、投資有価証券売却損の計上などにより当期純損失は1億50百万円の予想と、収益力の改善とともに、財務体質の強化を図ることが喫緊の課題となっております。

三谷充氏は、平成24年4月より当社の取締役会長に就任以来、当社の構造改革をけん引してきており、当社の業績回復、財務体質の強化に対する強い意欲を有していることから、本第三者割当における割当予定先として選定いたしました。

また、三谷株式会社および有限会社北都代打社は、当社取締役会長である三谷充氏が出資する法人であり、またいずれも当社常務取締役である三谷明子氏が代表取締役に就任している法人であることから、上記目的に加え、当社の事業計画について説明を行ったところ、ご理解をいただけたことから、割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名	割当株式数（当社普通株式）
三谷 充	4,250,000株
三谷株式会社	210,000株
有限会社北都代打社	140,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先に割り当てる当社普通株式について、各割当予定先から継続的に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は各割当予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に報告することおよび当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

## f．払込に要する資金等の状況

三谷充氏からは、本第三者割当に係る払込金額は、同氏の手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、三谷充氏名義の銀行口座の預金通帳の写しを頂いており、払込に要する資金を上回る残高を保有することを確認しております。

三谷株式会社からは、本第三者割当に係る資金確保に関し、決算書および預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。

有限会社北都代行者からは、本第三者割当に係る資金確保に関し、決算書および預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。

## g．割当予定先の実態

当社は、各割当予定先について、三谷充氏は本人との面談によって、三谷株式会社および有限会社北都代行者は書面によって、暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所へ提出しております。

なお、三谷充氏が代表取締役会長を務める三谷産業株式会社およびその関連会社の役員等の関係人物・関係企業および三谷株式会社およびその関連会社の役員等の関係人物・関係企業、ならびに有限会社北都代行者およびその関連会社の役員等の関係人物・関係企業について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されませんでした。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

払込金額については、名古屋証券取引所が公表した当社普通株式の平成26年8月11日から本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成26年9月10日）までの毎日の終値の平均値である128円から9.38%ディスカウントした金額である116円と決定しました。

払込金額の算定方法について平均値を採用した理由は、特定の一時点を基準にするよりも一定期間の平均株価という標準化された値を採用した方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、当社の実態の企業価値を反映していると判断したためです。

払込金額のディスカウント率を9.38%とした経緯は、当社と各割当予定先との払込金額における交渉の経緯として、既存株主への株式の希薄化、払込金額の影響度を慎重に検討しつつも、払込金額について各割当予定先とのディスカウントに対する協議の結果、当社グループの平成26年3月期における純資産額が6億71百万円にまで減少し、平成25年3月期より継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が続いている当社の現況を鑑みたくて判断しました。

なお、本第三者割当の払込金額は、本件取締役会決議日の前営業日の終値128円に対して9.38%のディスカウント、本件取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間（平成26年6月11日から平成26年9月10日まで）の終値の平均値127円に対して8.66%のディスカウント、および本件取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月間（平成26年3月11日から平成26年9月10日まで）の終値の平均値126円に対して7.94%のディスカウントであり、日本証券協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を満たしております。

本日開催した本第三者割当に係る取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）は、本第三者割当の実施を決議した取締役会決議において、上記払込金額は合理的と考えられる算定根拠により決定され、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、上記払込金額は割当予定先に特に有利な金額または特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

## (2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式の発行数量（募集株式の総数）は4,600,000株であり、本第三者割当前の当社の発行済株式19,572,000株の23.50%、本第三者割当前の当社の総議決権数の24.90%に相当します。そのため、本第三者割当による新株式発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 c．割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当により財務体質の強化に寄与し、当社の企業価値が向上するものと想定されます。

また、当社の現在の資金調達は、取引先金融機関に依存しておりますが、本第三者割当は金融機関の当社に対する信用力回復に大きく寄与するものと判断されます。

したがって、本第三者割当によって上記の一定程度の希薄化が生じるとしても、既存株主のみなさまに不相当な不利益を与えるものではなく、経営基盤の安定化と当社の将来的な企業価値の向上となり、結果として既存株主のみなさまの利益向上につながるものであり、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名 または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割合
三谷 充	石川県金沢市	570,000	3.09%	4,820,000	20.89%
三谷産業株式会社	石川県金沢市玉川町1 番5号	2,936,190	15.89%	2,936,190	12.73%
T D K株式会社	東京都港区芝浦3丁目 9番1号	2,500,000	13.53%	2,500,000	10.84%
公益財団法人三谷育 英会	石川県金沢市玉川町1 番5号三谷産業棟内	1,123,205	6.08%	1,123,205	4.87%
三谷 美智子	石川県金沢市	828,000	4.48%	828,000	3.59%
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り 1丁目2番26号	809,500	4.38%	809,500	3.51%
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1 番地	809,200	4.38%	809,200	3.51%
三井住友海上火災保 険株式会社	東京都千代田区神田駿 河台3丁目9番地	799,000	4.33%	799,000	3.46%
三谷株式会社	東京都千代田区西神田 三丁目8番1号	384,736	2.08%	594,736	2.57%
住友生命保険相互会 社	東京都中央区築地7丁 目18番24号	459,000	2.48%	459,000	1.99%
計		11,218,831	60.72%	15,678,831	67.95%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

2. 所有株式数および総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当後の総議決権数23,072個に対する割合であります。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7 【株式併合等の予定の有無および内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

## 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

## 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第89期有価証券報告書および第90期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月11日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年9月11日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第89期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成26年7月4日に北陸財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

##### 1 提出理由

当社は、平成26年6月25日開催の第89回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

###### (2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、三谷充、二俣一登、宮鍋和夫、三谷明子、岩田隆次の5氏を選任する。

###### (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
議案				(注)1	
三谷 充	14,081	35	0		可決 99.75
二俣 一登	13,620	37	459		可決 96.49
宮鍋 和夫	13,622	35	459		可決 96.50
三谷 明子	13,620	37	459		可決 96.49
岩田 隆次	13,616	41	459		可決 96.46

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合につきましては、本総会前日までの事前行使分の議決権数および本総会当日出席の株主全員の議決権数の合計に対する賛成数の割合であります。

###### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。



#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第89期	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月26日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	第90期第1四半期	自 至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	平成26年8月12日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

ニッコー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 藤 眞 弘

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコー株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成18年10月期以降、売上高の減少傾向及び営業損失を計上する状況が続いており、また、営業キャッシュ・フローについても、継続的に営業キャッシュ・フローを確保する体質への転換途上であるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッコー株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ニッコー株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

ニッコー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 藤 眞 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコー株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成18年10月期以降、売上高の減少傾向及び営業損失を計上する状況が続いており、また、営業キャッシュ・フローについても、継続的に営業キャッシュ・フローを確保する体質への転換途上であるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月12日

ニッコー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 藤 眞 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッコー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッコー株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成18年10月期以降、売上高の減少傾向及び営業損失を計上する状況が続いており、また、営業キャッシュ・フローについても、継続的に営業キャッシュ・フローを確保する体質への転換途上であるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。